

地域の身近な相談相手 ～民生委員・児童委員～

●問合せ：地域共生社会推進課 (Tel) 69-2157 (Fax) 63-4085

皆さんがお住まいの地域に、民生委員・児童委員と呼ばれる方がおられます。「民生委員」は厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・支援活動を担っています。全ての民生委員は「児童委員」も兼ねており、子育ての相談や支援も行っています。また、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」がおられます。それぞれの担当地域の实情に合わせ、児童福祉に関する幅広い活動を行っています。

民生委員・児童委員、主任児童委員には守秘義務があり、相談した方の秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

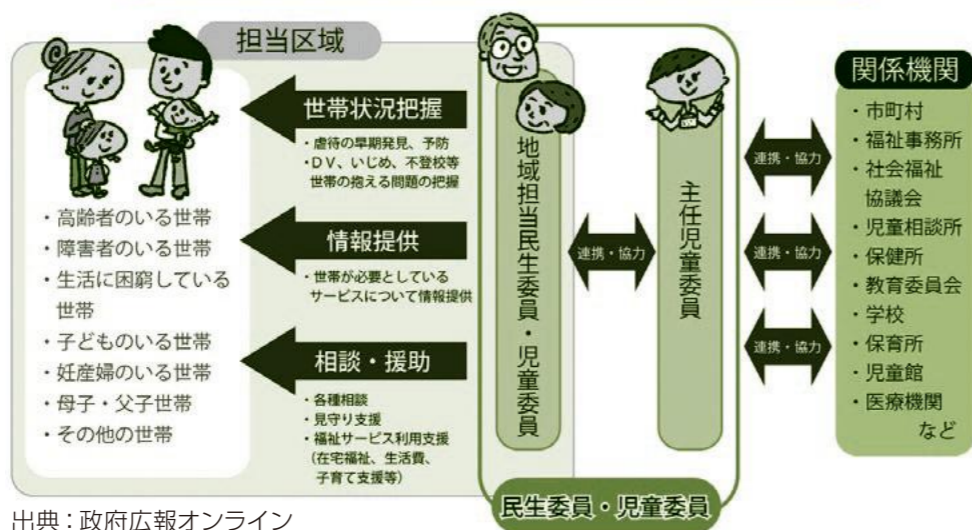
5月12日は
「民生委員・児童委員の日」



現在の委員の任期

令和元年12月1日から
令和4年11月30日までの
3年間

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について



出典：政府広報オンライン

市内で起業したい、起業している女性を応援します！ ～女性のチャレンジショップ支援補助金～

●問合せ：商工労政課 女性活躍推進室 (Tel) 69-2189 (Fax) 63-4087

市内で起業をめざす、または起業している市内在住の女性を対象に、市内の民間施設等で行うチャレンジショップ出店にかかる費用の一部を補助します。

- 補助対象者** 次のいずれにも該当する市内在住の女性
- ①市内で起業をめざしている、または起業している
 - ②甲賀市商工会の創業塾を修了している、又は申請年度内に修了する見込みである
 - ③市税(市民税、固定資産税、軽自動車税)の滞納がない
 - ④申請年度内に甲賀市創業支援補助金を受けていない、又は受ける予定がない
 - ⑤許認可を要する業種の場合は、すでに許認可を受けている

- 補助対象経費** 市内の民間施設等で行うチャレンジショップ出店にかかる施設使用料等および広報費
※交付決定前に実施したチャレンジショップは対象外
- 補助金の額** 補助対象経費の1/2(上限額10万円)
※同一補助対象者につき、1回限り
- 申請受付期間** 5月2日(月)から9月30日(金)まで
※土日祝日除く8:30～17:15
※予算額に達した場合は、期間内でも受付を終了します。
※その他詳細は、市ホームページをご覧ください。



就労やキャリアアップをめざす子育て中の女性を 応援します！ ～女性の専門職資格取得助成事業補助金～

●問合せ：商工労政課 女性活躍推進室 (Tel) 69-2189 (Fax) 63-4087

就労に必要な資格を取得し、再就職や雇用形態の転換などをめざす子育て中の女性を応援するため、資格取得にかかる費用の一部を補助します。

令和4年度から補助金の対象者、対象経費、ひとり親家庭の補助率を拡大しました。

- 補助対象者** 次の①から④のすべてに該当する方
- ①22歳以下の子を養育し、市内に住所がある女性
 - ②就業中(個人事業主は除く。)でない又は非正規社員であること
 - ③資格取得にかかる他の補助金を申請する年度内に受けていないこと
 - ④市税(市民税、固定資産税、軽自動車税)の滞納がないこと
- 補助対象経費** 厚生労働大臣が指定する教育訓練講座の受講料、入学金、教材費、受験料及び資格取得後の免許登録料

- ※教育訓練給付金の支給を受けた場合は、教材費、受験料及び資格取得後の免許登録料のみ対象
※複数の資格を取得された場合はいずれか1つが対象例：簿記検定、医療事務、インテリアコーディネーター、フォークリフト運転技能講習等
- 補助金の額** 補助対象経費の1/2、ひとり親家庭は全額(いずれも上限5万円/年)。
- 申請期限** 資格取得日の属する年度末(令和5年3月31日)まで
- 詳しくは、市ホームページをご覧ください。



女性活躍を推進する市内企業を応援します！ ～女性の資格取得企業支援事業補助金～

●問合せ：商工労政課 女性活躍推進室 (Tel) 69-2189 (Fax) 63-4087

女性の雇用の安定および市内企業の活性化を図るため、女性従業員の資格取得にかかる費用を負担する企業等に対し、経費の一部を補助します。

令和4年度からイクボス宣言企業等の認証企業に対する補助率を拡大しました。

- 補助対象者** 次の①②どちらにも該当し、市内に事業所を有する個人又は法人
- ①資格取得にかかる他の補助金を申請する年度内に受けていないこと
 - ②市税(市民税、固定資産税、軽自動車税)の滞納がないこと
- 補助対象経費** 女性従業員が国家資格、公的資格若しくは民間資格に合格した場合に、企業等が負担した受験料、受講料及び教材費等

- 補助金の額** 補助対象経費の1/2、イクボス宣言企業等の認証企業は2/3(いずれも上限10万円/年)。
- 申請期限** 資格取得日の属する年度末(令和5年3月31日)まで
- 詳しくは、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ▶



市内での創業をサポートします！～創業支援補助金～

●問合せ：商工労政課 新産業振興係 (Tel) 69-2187 (Fax) 63-4087

市内での創業を促進するため、新たな事業を開始(創業)する小規模起業者を対象に、創業時に必要となる経費の一部を補助します。

- 補助対象者** 甲賀市商工会主催の創業塾の修了者で、市内に事業所を設置し、創業を行う方(創業後1年未満の方を含む)
※同一補助対象者につき、1回限り
- 補助率** 2分の1以内
- 補助金限度額** 30万円

- 募集期間** 5月2日(月)～9月30日(金)
※予算額に達した場合、申込期間内であっても募集を終了します。
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ▶

